

ICOに関する会計処理

村 上 翔 一

1 はじめに

ビットコイン、イーサリアムといった仮想通貨が一般的な用語として認知されて数年が経つ。仮想通貨は、ブロックチェーンと呼ばれる暗号化技術を用いたネットワークでやり取りされる支払手段である。当該仮想通貨は、単なる電子データではあるものの、実社会との接点を有することで、法定通貨との交換比率が決まり、単なる電子データではなく、財産的な価値を有する存在へと変化していった。つまり、仮想通貨はネットワークを活用する場合にはネットワーク使用料の支払手段等として、法定通貨との交換比率が存在している場合には投資の対象となる。

この仮想通貨を有している場合、会計上どのように取り扱うかは明確となっていない。仮想通貨を取り巻く経済環境においては、大きく3つのプレイヤーが存在する。1つ目は仮想通貨を発行する主体、2つ目は仮想通貨を利用する主体、3つ目は仮想通貨の売買、取次、保管を行う主体（暗号資産交換業者）である。これらのうち、後者2者に対する会計処理については実務対応報告第38号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」（以下、実務対応報告第38号）に規定される。そこでは、保有・保管する仮想通貨は市場価格に基づく価額をもって貸借対照表価額とすることが求められる（par.5）。しかし、仮想通貨を発行する主体の会計処理については、未だに明確となっていない。

そこで本稿では、ICO（Initial Coin Offering）と呼ばれる仮想通貨を発行する場合における会計処理を検討する。ICOとは、資金を獲得する対価として自社で発行した仮想通貨を引き渡す取引であり、資金調達方法の一

種である。ICOは、単に仮想通貨を発行するとしても、その発行の仕方はさまざまであり、一概には言えない。そのため、ICOの流れやICOによって発行される仮想通貨の性質を分析し、ICOに関する会計処理を検討する。まず、2ではICOの仕組みや実務例からその概要を把握する。3ではICOに対する先行研究を分析し、どのようなことが述べられているかを分析する。4ではICOはその法的な取り扱いが問題となっていることから、法規制の観点からICOを分析する。5では、前節までの分析からICOに対する会計処理を検討する。

なお、2019年の法改正により、従来仮想通貨と呼ばれていたものが、暗号資産に名称変更されている。そのため、引用する文献によっては仮想通貨と暗号資産の名称が存在するが、そこに大きな相違はなく、本稿においては仮想通貨という従来通りの名称を用いていることをご留意願いたい。

2 ICOの概要

本節では、ICOとはどのような取引か、実際にどのようにICOは行われているかを概観する。

2.1 ICOの仕組み

ICOとは、企業の資金調達方法の一種であり、調達した資金の対価として自社で発行した仮想通貨を提供する取引である。このICOで発行した仮想通貨をトークンと呼ぶ。ICOの名称の由来は新規株式公開のIPO (Initial Public Offering) が起源であるとされる。IPOでは、公開された株式が株式市場で価格付けされ、当該価格で売却すると、投資額との差額を投資家は利益として獲得することが可能となる。これと同様に、ICOによって獲得したトークンが仮想通貨取引所で取り扱われると、当該トークンに価格が付き、当該価格で売却することで、投資家は投資額との差額を利益として獲得することが可能となる。また、ICOは投資額が少額で

も行うことができるため、ICO投資が現在注目されている。

このようにIPOとICOは、投資家の利益獲得方法は類似しているが、企業側の手続きの煩雑さが異なるとされる。IPOの場合、証券会社や証券取引所の要請を満たす必要があるため、株式の公開に期間を要するが、ICOの場合、包括的な規制は存在せず、個人投資家から出資を募ることが可能であるため、短時間で資金調達を行うことが可能となる。IPOとICOの違いを端的に示すと、以下の通りとなる。

図表1. IPOとICOの違い

	IPO	ICO
投資家	抽選で当選した人(国内)、ベンチャーキャピタル等	誰でも(世界中の)
出資方法	法定通貨	仮想通貨
取引所	証券取引所	仮想通貨取引所
準備期間	2～3年	3～6か月
費用	5千万円～1億円、上場維持費として年間数千円	マーケティング費用など

(出典) 坂元(2018, 44頁)から引用。

坂元(2018, 78-86頁)では、具体的なICOのプロセスが示されており、①プロジェクトメンバーの選定、②法人の設立、③ホワイトペーパーの作成、④ウェブサイトの制作と開設、広告宣伝、⑤ICOトークンセール¹⁾、⑥取引所に上場、⑦収益の分配、の順に行われる。

このうち、③のホワイトペーパーとは、IPOの目論見書に該当するものであり、ICOを行う際に公開される事業主体の会社の概要や技術的な内容、今後の計画などが記載された書類とされる(坂元2018, 130頁)。ホワイトペーパーには、トークン発行企業のプロジェクト概要、資金計画、市場分析、開発スケジュール、トークンセールのスケジュール等が記載され、IPOにおける目論見書と同様の位置づけではあるが、目論見書のように記載内容が定まっていないというところが異なる点とされる(三崎2018, 107頁)。

また、一部のトークンには収益が投資家に還元されるものが存在する。この場合、⑦の収益の分配が行われる。しかし、当該還元が配当と表現され、トークンが有価証券とみなされると、法的規制がかかることとされる。そのため、配当という言葉を避けているICOが多くなっているとする（坂元2018、85-86頁）。なお、2019年にこれに関する法改正が行われた。その詳細は4.2で取り上げる。

その他、ICOはクラウドファンディングと類似するとされる。ICOもクラウドファンディングも不特定多数のものから資金を調達する手法であるが、その対価として、クラウドファンディングでは商品や特典を渡し、ICOではトークンを渡す（坂元2018、38頁）。

このことから、ICOは、資金調達の対価を得る代わりに、トークンと呼ばれる仮想通貨を引き渡す取引と言え、ICOの会計処理を検討する場合には、受け取った対価の性質、発行したトークンの性質の両側面を検討する必要がある。

2.2 メタップス社によるICO実務例

2017年10月、株式会社メタップス（8月決算、IFRS採用）の連結子会社Metaps Plus Inc.はICOによって仮想通貨Pluscoinを発行し、対価として仮想通貨のイーサリアムを取得した。当該ICOによって取得した資金の用途は仮想通貨取引所CoinRoomの運営資金に充てられてる。具体的には「CoinRoomの市場流動性確保を目的とした準備金（50%）、開発、運営、マーケティング及び運転資金等（50%）」（メタップス2017）に使用され、当該ICOによって発行されたトークンの保有者には「CoinRoomにおける取引手数料割引、CoinRoomを広告プラットフォームとするPlusCoin SDKの提供、クーポン購入等が可能なPlusCoin Storeの利用の他、発行会社の判断により、CoinRoom収益の一部還元があり得ます」（メタップス2017）という特典が示されている。

当該ICOに対して行われる会計処理に対しては、監査法人との協議のもと以下の様に変遷している。まず、2018年1月に公表された「(開示事項の経過) 当社連結子会社のICOに伴う会計処理について」では、(1) CoinRoomが設立されなかった場合には、ICOによって獲得した資金は拠出者に返還される条項が付されていたことから、CoinRoom設立前までは、借方に非金融資産(無形資産)、貸方に流動負債(預り金)として処理されていた、(2) CoinRoom設立後、仮想通貨Pluscoinの販売によって、①受領した対価分を負債(前受金)として計上、②受領したイーサリアムは、取得原価をもって無形資産あるいは棚卸資産として計上し、保有するイーサリアムを売却した際には、無形資産の場合には売却差額を損益計上し、棚卸資産の場合には売却価額を売上高、帳簿価額を売上原価に計上する(メタップス2018a)。

しかし、2018年2月に公表された「(変更) (開示事項の経過) 当社連結子会社のICOに伴う会計処理について」では、上記処理が若干変更された。会計処理の要点を示すと以下の通りである。

図表2. メタップス社の会計処理の変遷

事例	以前(2018年1月)	現在(2018年2月)
CoinRoom設立前	受け取った仮想通貨を非金融資産(無形資産)、同額を流動負債(預り金)	記載なし
【CoinRoom設立後】借方	ICOによって受領したイーサリアムは、取得原価をもって無形資産等として計上し、売却時に簿価との差額あるいは総額を損益計上	同左
【CoinRoom設立後】貸方	受領した対価の全額を負債(前受金)として計上	受領した対価の全額を負債(繰延収益)として計上

(出典) メタップス(2018a)、メタップス(2018b)を参考に筆者作成。

メタップス社が行ったICOに関する会計処理の変更点は、受け取った対価に対する義務の処理方法であり、当初は前受金として処理していたが、これを繰延収益に変更した。このことに関して、メタップス社の2017年度第1四半期報告書では、「第三者に対して発行したPluscoinに関連し、当

社グループはトレーディング及び広告並びにモバイルクーポンプラットフォームを整備し、これらのプラットフォーム上で行われる将来の取引において割引を提供する義務を負っております。そのため第三者に対するPluscoinの発行による販売対価は、取引日に繰延収益として認識し、「サービスの提供期間及び顧客に対する割引の提供に応じて収益を計上します」と説明される（メタップス2018c、21頁）。

また、これに関連して、「ホワイトペーパーに記載されたプラットフォームを運営し、またそれを用いた取引によって課される取引手数料の割引を提供する旨が記載されておりますが、当該プラットフォームを運営し、割引を提供する期間及び割引金額について明記されておらず、プラットフォームが整備され、割引の詳細が決定されるまで受領した対価を収益として認識すべき期間について信頼性をもって見積ることができません。IAS第18号『収益』では収益を確実に測定可能になった時点で認識することを要求しているため、2017年11月30日に終了する第1四半期連結累計期間において収益を認識しておりません」（メタップス2018c、22頁）とされる。

つまり、当該ICOによって受け取った資金を将来提供する財・サービスの前受けとして考えて処理していたが、当該財・サービスが明確となっていないことから、単に収益にはならないという意味で繰延収益として処理を変更したことが想定される。あるいは、メタップスグループが行うべき義務が、手数料割引といった一時点で充足されるものだけでなく、広告宣伝サービスといった長期的に提供されるものであるため、一時点の履行を前提とする前受金ではなく、一時点で履行されないことを示す繰延収益へと表示科目を変更したとも考えられる。しかし、いずれにしても、いわゆる継続的なサービスに対する繰り延べだけでなく、長期間の断続的なサービスに対しての繰り延べも含まれることから、従来から存在する経過勘定項目とは異なる点に注意が必要である。

この後、ICOにおいて受領した対価は全額を繰延収益として表示していたが、2019年12月第1期四半期連結会計期間から、IFRS15号の適用に伴って契約負債として表示することになった（メタップス2019a、1頁）。また、自社トークンの更なる活用を見据え、PLC（Pluscoinの略名）を新しいPLC（NPLC）に交換するためにホワイトペーパーを公表し、発行している（メタップス2018e）。当該NPLC発行の結果、NPLC保有者が有する権利の提供が完了した案件に応じて売上が認識されることとなった（メタップス2019a、1頁）。

メタップス社は自社で発行したPLCとNPLCとで、調達した資金の収益認識方法が変化することになった。PLCは、受け取った対価を契約負債として認識しているが、PLC保有による顧客に対するサービス提供の詳細が決定されていないことから、収益認識がなされない（メタップス2019b、22頁）。一方、NPLCは、PLCからNPLCに交換されることで発行されることから、PLCの発行時に調達した資金のうち、収益として認識されていない金額がNPLCの履行義務に配分され、NPLCを保有する者の権利²⁾とその充足率に応じて収益が認識される（メタップス2019b、22頁）。両者の相違は、PLC及びNPLCによって区別される資金額に対する義務の詳細が明確となっているか否かであり、前者は未だに履行義務の詳細が明確となっておらず、その履行が行われていないとの判断の結果、契約負債として認識され、後者は履行義務が特定化されており、その履行に応じて収益認識されている。

このように実務上では、ICOに関する会計処理が明確となっておらず、検討が要する分野であると考えられる。

3 ICOの会計処理に関する先行研究

前節2の通り、ICOとは資金調達方法の一種であり、IPOに類似する方法ではあるが、その会計処理については実務上定まっていない。そのた

め、本節ではICOに対する会計処理が先行研究において、どのように示されているかを分析する。

3.1 延平等（2018）におけるICOの会計処理

延平等（2018）はICOに関して、会計・税務の観点から会計処理を提示している。そこでは、「会計上は、調達した資金について、長期前受金などの負債として処理することになると思われます。税務上は、調達した資金について返還義務がない点を重視して、トークンの売上高として収益（益金）に計上する取扱いになると思われます」（41頁）と指摘している。

また、「具体的には、ホワイトペーパーの記載内容等を詳細に検討することによって、ICOによって調達した資金の性格を判断し、既存の会計ルールの中かで処理していくしかありません。その際、資金調達するために発行するトークンがどのような性格を有しているかがポイントになります」（43頁）として、調達した資金の性格と発行したトークンの性格をもって会計処理を判断する必要があるとしている。延平等（2018）で示されている具体例は以下の2つである（図表3参照）。

図表3. 延平等（2018）のトークンの分類

トークンの性質	会計処理
将来、開発したプロダクトによって提供されるサービスの対価として使用される場合	調達した資金は、長期的な前受金の性格を有し長期前受金等の負債として処理。将来、サービスの対価としてトークンを回収した時点で、長期前受金等から売上高へ振り替え。
将来のサービスの対価との関連性が明確ではない場合	調達した資金は、トークンそのものの売却代金として考えられ、資金調達の時点でトークンの売上高として処理。

（出典）延平等（2018、44頁）を修正し、筆者作成。

延平等（2018、41頁）では、ブロックチェーンの技術を使い、資金決済システムのグローバルスタンダードとなるプラットフォームの開発をし、当該開発の目途が立ったことから、今後の開発資金を調達するためにICOを実施する、という具体例が載っている。トークンは、当該システムで使

用することが可能であり、トークンの発行に際しては仮想通貨の払込みを要するとしている。この場合、当該トークンは、「将来のサービスの決済手段として使用されることが予定されているため、長期前受金等で処理するのが妥当」(延平等2018、44頁)とし、100BTC (1BTC=500,000円)を調達した際の仕訳を以下のように提示している。

(借) 仮想通貨勘定 50,000,000 (貸) 長期前受金 50,000,000

以上の様に延平等(2018)は、トークンの具体例として2つを提示し、その内1つに対する具体例とその仕訳を示している。当該具体例は、数多あるトークンのうちの1つに過ぎないが、数少ないICOに対する仕訳処理と考えられる。この仕訳例に対しては、疑問点がある。それは、当該トークンが決済システムで使用されるのならば、当該トークンは決済先が受け取るはずであるため、システム開発企業において全額を受け取ることはならないという点から生じる。

例えば、銀行を通じた送金を考えると、ある金額を送金した場合、送金手数料が銀行に入り、送金額は送金先に送られる。あるいは、クレジットカードを用いた取引の場合、支払額からクレジットカード手数料を除いた純額が送金先に入金される。つまり、決済システムを保有する企業は、顧客からの払込金額のすべてを受け取るのではなく、送金時に生じた手数料を受け取ることになる。

前受金という勘定は、企業の本業たる財・サービスに対する手付の意であることから、延平等(2018)で提示する具体例で受け取った資金の全額が前受金であるはずがなく、勘定科目として適格ではない。上記仕訳例における長期前受金には、送金金額と決済システム利用に伴う手数料の両方が含まれた金額であるため、銀行の預金口座と同じように預り金として処理する方法が考えられる。しかし、銀行は預り金が認められるが、一部を

除き、一般企業は資金の預りが認められていないので、預り金として処理する方法が適切かどうかは検討が必要となる。

3.2 秋葉（2017）におけるICOの会計処理

秋葉（2017）は、ICOとクラウドファンディングとの類似性から、ICOに関する会計処理を検討している。クラウドファンディングは、寄付型、投資型、購入型の3種類が存在し、これらの会計処理をICOに当てはめている。

図表4. 秋葉（2017）のクラウドファンディングの分類

形態	概要
寄付型	資金提供者は、寄付として資金を提供し、特にリターンを期待しない。
投資型	資金提供者は、投資対象として資金を提供し、その利益から配当等を期待する。
購入型	資金提供者は、将来、製品やサービスを受け取るために資金を提供し、その資金を利用して開発された製品やサービスの受取りを期待する。

（出典）秋葉（2017、32頁）を修正し、筆者引用。

まず、寄付型の場合、「資金調達企業は、受取対価を受贈益として収益計上し、関連する諸コストを費用計上するだけ」とし、ICOには当該形態はなじまないと指摘する（秋葉2017、32頁）。

次に、投資型の場合、「発行される証券が金融商品取引法の有価証券に該当すれば、金融商品取引法の規制を受け、その場合には、会計上、その内容に応じて負債又は資本（純資産）」となることを指摘している（秋葉2017、32頁）。しかし、この場合、「トークンが金融商品取引法の有価証券に該当すれば、通常、ICOとしての意義が薄れることから、金融商品取引法の規制対象にならないように組成される」とする（秋葉2017、32頁）。

そして、購入型の場合、収益認識基準に基づき契約負債、現状の前受金と同様の処理となることを指摘している（秋葉2017、32頁）。しかし、①ICOの資金提供者が顧客か否か、②ICOの発行により法的な強制力ある権利義務を生じさせるかどうか、から判断すると、収益認識基準の適用範

圏外となるとしている（秋葉2017、32頁）。

このことから、ICOにおける貸方の処理として、①ホワイトペーパーの内容が、企業の財・サービスを提供する義務の履行を約束したものではないと考えられる場合が少なくないこと、②トークンの買戻義務がないとすれば、負債を計上することにはならないこと、③ICOによって、資金提供者が資金調達企業に対し、何らかの持分（interest）を有するわけではなく、株主からの払込ではないため、会計上、株主資本（資本金あるいは資本剰余金）にはならない、と指摘し、受取対価を当期純利益に反映させることになるとする（秋葉2017、33頁）。

その他として、調達される資金が法定通貨以外の場合には外貨換算に準じて取り扱うこと、トークンが無償で発行し、当該取引を「（借）報酬費用（貸）負債」として処理した後、一時の収益として負債を振り替える場合には、費用の性格が明確でないならば、費用と利得の両建て計上は不要であること、を指摘している。

つまり、秋葉（2017）では、仮想通貨に対する規制の観点から、実務上、当該規制の対象外となるようにICOを組成するとし、負債や株主資本として処理する方法を否定している。その結果、収益として認識する方法を提示している。

3.3 IASB（2018）におけるICOの会計処理

2018年9月、IFRICが既存のIFRSをICOにどのように適用すべきかを検討する材料として、IASBのスタッフがICOの分析を行った。そこでは、ICOの定義、ICOの形態、適用されうる会計処理を示しており、結論として、ICOの結果、トークン発行企業が有する義務の性質に基づいて、会計処理を決定すべき旨を提示している。

まず、ICOを、外部の定義を引用し、新しい仮想通貨発行体による規制されていない資金調達手法とし、ICOはベンチャーキャピタルや銀行か

ら要求される厳格で規制された資金調達プロセスを回避するためにスタートアップ企業に用いられるとする（IASB2018a、Appendix A）³⁾。

IASBでは、ICOの取引を、投資家から法定通貨あるいは仮想通貨を受け取り、暗号資産（cryptoasset）を提供する取引と解釈している（IASB 2018b、par.11）。この時、借方は受け取った法定通貨あるいは仮想通貨を記録することを指摘するが、貸方をどのように処理するかを問題としている。つまり、ICOによって発行した暗号資産に対する義務がどのようなものであるかによって、会計処理が異なるとしている。IASBは、暗号資産の保有によって投資家が有する権利によって、持分、金融負債、非金融負債、収益のいずれかで処理すること、あるいは既存のIFRSの適用範囲外の取引となる可能性があることを指摘している。

暗号資産を保有している投資家が有する権利が、残余財産分配請求権（entitled to distributions paid）である場合には、持分として処理することを指摘している（IASB2018b、pars.19-21）。また、当該権利が、現金を引き渡す義務である場合には、金融負債として処理することを指摘している（IASB2018b、pars.22-24）。次に、企業の義務が、投資家の保有する暗号資産を他者の財・サービスと交換する取引を成立させるための義務と考えられるならば、非金融負債として処理することを指摘している（IASB 2018b、pars.25-26）。更に、企業の義務が、将来無償あるいは減額された価格で自社の財・サービスを提供する義務であるならば、収益認識基準に従って処理することを指摘する（IASB2018b、pars.27-31）。最後に、暗号資産を有する投資家に対して何も義務を有しておらず、正常な営業過程では新しい暗号資産を発行せず、収益認識基準における顧客に該当しない場合では、適用されるIFRSは存在せず、情報有用性の観点から会計処理が行われることになると指摘する（IASB2018b、pars.32-33）。

また、IAS1で要求する財務諸表上の表示の側面においては、財政状態計算書に新規の項目として示すこと、財務諸表の理解に関連性があるなら

ば情報を注記に示すこと、会計処理適用のプロセスや認識された金額に最も重要な影響を与えている項目を会計方針において示すこと、がICOの会計処理において関連ある項目であると指摘しているが、それを超えて、取引の概要、投資者が保有する暗号資産の権利および企業の義務、ICOの会計処理、の開示等を行うことが望ましいとする（IASB2018b、pars.34-36）。

このような結果から、ICOによって投資者が保有している暗号資産の権利と企業の義務を把握した後、適用されるIFRSや適切な会計処理を決定する必要があるとしている。

3.4 ANC（2019）におけるICOの会計処理

2019年4月に開催されたASAF（Accounting Standards Advisory Forum）にて、フランスの会計基準設定団体であるフランス国家会計基準局（Autorité des Normes Comptables：ANC）によって、フランスにおいて制定されたトークン発行者の会計処理が報告された。これはフランス国内でのICOに対する法的取扱いが明確化され、当該法改正に基づいてどのように会計処理が行われるかを示したものである（企業会計基準委員会2019、par.3）。

そこでは、トークンをホワイトペーパーに記載される事項やその他関連する資料をもとに会計処理することを基本とし、株式、社債その他のように証券や持分投資に類似する特徴を有するか否かで大別する（ANC2019、3頁）。類似しない場合で、返済義務を有する場合には負債、将来の財・サービスを提供する義務を有する場合には収益を繰り延べる（deferred turnover）、義務がない場合には発行時に損益計算書に載せることを示した（ANC2019、4頁）。

トークンの金額として、資金提供者から支払われた価格、付加価値税等を加味した純額、トークンを介して支払われた場合の発行時におけるユー

口受取時の市場価格が示されている（ANC2019、5頁）。

その他、トークンの性質がハイブリッドである場合にはその性質ごとに配分を行う、条件や免責事項がある場合には会計処理への影響の開示、特権として従業員や発行者への貢献としてトークンを配分した場合には第三者から支払われる金額を参考に減額分を記録することが示された（ANC2019、5頁）。

上記の通り、ANC（2019）では、トークン発行時のホワイトペーパー等に記載されるトークンの性質をもとに会計処理が行われる。そこでの重要な判断は、トークンが証券や持分投資に類似する特徴を有するか否かであり、当該判断で純資産か否かが判断されると考えられる。純資産に該当しないものについては、その性質に基づいて負債、収益の繰延、収益、のいずれかの処理が行われることとなる。しかし、発行されたトークンがすべて同じ性質を有する訳ではないことから、その性質に基づいて純資産、負債、収益等の判断が行われる。

3.5 谷田（2019）におけるICOの会計処理

谷田（2019）では、実務対応報告第38号や仮想通貨交換業等に関する研究会の報告書に基づいて、ICO設計の自由度が状況によっていかようにも解釈可能であることを指摘する（278-279頁）。そこでは、「(ICO設計の自由度の一筆者) 振れ幅の大きさは、ルール化の困難さそのものであり、ICOで調達した仮想通貨の性質、またその対価もしくはただの電子記録としてのトークンを、企業会計基準委員会でもそもそも概念フレームワークの想定してる資本主義の下における企業のあり方からはみ出した産物として捉えざるをえないと考えている可能性があり、概念フレームワークを前提とする個別会計基準を既存の会計基準体系と整合的に作成できないと考えていたかもしれない」（谷田2019、279頁）として、概念フレームワークや基準体系との整合性から、ICOに対する会計基準設定の困難性を指摘

している。そのため、「すべてのICO案件を個別にそのホワイトペーパーの真偽と実証可能性、進捗後のフォローを行うことでその経済的実態を把握、定量化し、それらを都度会計処理に落とし込んでいくしかないということになる」（谷田2019、279頁）とし、参考として、仮想通貨交換業等に関する研究会の報告書で示されていた投資型、その他権利型、無権利型というICOの分類に応じて検討することを提案している（谷田2019、279頁）。

4 ICOやトークンの分類

前節3では、ICOに対する先行研究のすべてがICOの性質によって会計処理が変わることを指摘しており、また、その概観のみを示している。ICOは前節2で示した通り、その法制度の関係から比較・指摘される部分が多いことから、ICOに対する法解釈を分析し、その結果から会計処理を導出することを試みる。

4.1 有吉（2017）におけるICOの法的分類

ICOを通じて発行されるトークンを有吉（2017）が、理論上想定可能な各種視点で分類を行っている。まず、ICOを通じて発行されたトークンを保有することによって、トークン保有者が有する権利・メリットの分類を行っている。そこでは6つの類型を示している。

1つ目は仮想通貨型であり、これはまず資金調達的手段としてトークンを発行し、後日当該トークンが仮想通貨取引所に上場することなどによって法定通貨や他の仮想通貨と交換することや独自の決済手段として利用されることを企図するスキームである（有吉2017、6頁）。この場合、法定通貨や他の仮想通貨と交換可能か否かという部分から、資金決済に関する法律（以下、資金決済法）における仮想通貨の定義に合致するかが論点となる。

図表5. トークン保有者の権利・メリットによるICOの類型

類型	トークン保有者の権利・メリット
仮想通貨型	トークンの保有者に特別な権利はなく、決済・交換に利用できるのみ。
法定通貨型	トークンの保有者は、決済・交換に利用できるほか、発行者に法定通貨により当初の拠出額相当額の払戻しを請求することができる。
ファンド型	トークンの保有者は、発行者がトークンの対価により営むプロジェクトの収益の分配を受けることができる。
商品券型	トークンの保有者は、発行者または特定の第三者の提供する商品・サービスの対価として、トークンを使用する（費消する）ことができる。
会員権型	(一定数量以上の) トークンの保有者は、発行者の提供するサービスを利用したり、優待措置を受けることができる（利用に際してトークンを費消しない）。
期待権型	トークンの保有者には将来的に何らかの恩典が提供されることが期待されているが、恩典の内容は確定しておらず、その実施も保証されていない。

(出典) 有吉 (2017, 6 頁) を修正し、筆者作成。

2つ目の法定通貨型は、トークン保有者の当初拠出相当額を法定通貨によって払い戻すことを発行者に請求できるという特徴が付されたトークンをICOで発行するスキームである（有吉2017、8頁）。この場合、当該トークンは通貨建資産に該当することから資金決済法上の仮想通貨の定義には合致せず、銀行業の預り金規定および為替取引規定または資金決済法の資金移動業規定に抵触するかが論点となる（有吉2017、8-9頁）。

3つ目のファンド型は、「トークンの発行により調達した資金によって運営されるプロジェクトの収益がトークンの保有者に分配されるスキーム」（有吉2017、9頁）とされ、資金調達目的であるプロジェクトから生じた余剰資金の分配権として当該トークンは理解される。この場合、法律上、金融商品取引法上の集団投資スキーム持分に該当するか否かが論点となる。集団投資スキーム持分とは、(1) 権利を有する者（出資者）が金銭等を出資または拠出すること、(2) 出資または拠出された金銭等を充てて事業（出資対象事業）が行われること、(3) 出資者が出資対象事業から生ずる収益の配当または当該出資対象事業に係る財産の分配を受けることができる権利であること、が要件とされ（有吉2017、9頁）、いわゆるファンドが行う財産分配に対する権利と解される。

4つ目の商品券型は、発行者または特定の第三者の提供する商品・サービスを獲得する際に支払手段として使用することができるトークンを発行する資金調達スキームである（有吉2017、11頁）。この場合、資金決済法上の前払式支払手段に該当するかが論点となる。なお、金融庁は「『銀行法施行令等の一部を改正する政令等（案）』等に対するパブリックコメントの結果等について」の別紙1「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」において、資金決済法上の前払式支払手段に該当する支払手段は、資金決済法上の仮想通貨に該当しない旨の指摘を行っている（金融庁2017、34頁）。

5つ目の会員権型は、「保有すること（スキームによっては一定量以上を保有すること）で、サービス提供者の運営するプラットフォーム上で取引を行うことが認められたり、サービス提供者のデータベースにアクセスできるなどのサービスを利用できたり、あるいは一般に利用可能なサービスについて優遇措置が受けられたりすることをメリットとしたトークンをサービス提供者が発行し、資金を調達するものである。一種の会員権のようにトークンを保有していることでサービスを受けられるものであり、サービスを受ける対価としてトークンを使用・費消するものではない」（有吉2017、12頁）とされる。この場合、上記商品券型と違い、商品・サービス獲得の支払手段として当該トークンが用いられることがないことから、前払式支払手段には該当せず、一方、当該会員権型トークンが仮想通貨取引所等に上場された場合には、上記仮想通貨型に該当することになる（有吉2017、12-13頁）。

6つ目の期待権型は、「将来的に調達した資金によって実施されるプロジェクトに関連する何らかの恩典をトークンの保有者に付与する可能性があることが表明されるものの、恩典の内容は確定しておらず、恩典が付与されることが約束されているわけでもない状況でトークンが発行され、資金調達が行われるもの」（有吉2017、13頁）とされる。この場合、「法的に

は何らの権利・価値のないデータに過ぎず、特段の金融規制の対象とはならない」(有吉2017、13頁)とされ、法的に規制されないとされる。

また有吉(2017)では、上記のトークン保有者の権利等における分類の他、投資家が拠出する資金が法定通貨と仮想通貨のどちらか、トークン発行者による払戻しの有無やその内容、トークンの流動性、といった視点でもトークンの分類は可能であるとしている。

4.2 資金決済法及び金融商品取引法の改正によるICOの取扱い

ICOは対価を受け取ってトークンを発行するという資金調達方法である。ICOを行う場合には、ホワイトペーパーにその技術、資金調達の目的や資金調達の流れ等が記載され、それをもとに資金が提供される。当該資金調達方法は法規制が曖昧であり、資金調達側の視点において、将来においてトークンが有価証券であると認定されると、事業の遂行が困難となる可能性があったことから、予め有価証券を規制する法律に則ってトークンを発行するICOが登場し、当該ICOをSTO (Security Token Offering) と呼ぶ(伊藤2019a、42-43頁)。STOは、法規制を順守しているため投資家保護が十分になされる、株式や不動産などをトークン化してインターネット上で24時間取引できるというメリットがある(伊藤2019a、43頁)。ICOとSTOの違いは以下の通りである。

図表6. ICOとSTOの違い

	ICO	STO
ブロックチェーン技術を利用してデジタル資産を発行	○	○
デジタル資産を販売して事業者が資金を調達	○	○
発行される資産	トークン（仮想通貨）	セキュリティトークン（株式や現物資産のトークン化）
発行される資産の法的性質	定義なし（発行後に違法性を問われる可能性あり）	有価証券
法規制への対応	△	○
トークンセールに参加条件	なし	一部あり（法規制に従う）
価値の裏付け	なし	あり（株式や現物資産）
配当など	原則なし	あり

（出典）伊藤（2019a、43頁）を修正し、筆者引用。

また、投資家側の視点において、従来の資金調達方法のように法規制が存在していないため、悪質な業者による詐欺が多発し、投資家への被害が増加したため、各国においてICOへの法規制が議論された（伊藤2019b、38-39頁）。この結果、わが国において、収益分配権を有するトークンを発行するICOは金融商品取引法の規制を受けることになった。

2019年5月31日、第198回国会において情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律が成立し、資金決済法と金融商品取引法が改正された。資金決済法では、①従来の規定されていた仮想通貨という名称が暗号資産（電子記録移転権利を除く）へと変化し、②暗号資産交換業者への規制が強化され、金融商品取引法では、③金融商品の定義に暗号資産が追加され、④収益分配を受ける権利等のうち、電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値に表示されるもの（電子記録移転権利）を、第1項有価証券とし、⑤収益分配を受ける権利を有する者が出資した暗号資産等を金銭とみなすこと⁴⁾等が規定された（金融庁2019）⁵⁾。

金融商品取引法は有価証券の発行や売買などの金融取引を公正なものとする法律であり、当該有価証券はその流動性の多寡に応じて有価証券（2

条1項)、有価証券表示権利(2条2項前段)、有価証券表示権利以外のみなし有価証券(2条2項後段)に分けて規定されている(鬼頭2019、182頁)。資金決済法では暗号資産(電子記録移転権利を除く)、金融商品取引法では2条1項の有価証券として電子記録移転権利を定めており、その理由として「決済を前提とする暗号資産と投資を前提とする暗号資産を区別し、前者を『暗号資産』として資金決済法によって、後者を『電子記録移転権利』として金商法によって、それぞれ規定しようとするもの」(鬼頭2019、183-184頁)とされる。つまり、収益分配権があるトークンは電子記録移転権利、それ以外のトークンは暗号資産として規制していることを意味する。

この結果、ICOによって発行されるトークンが収益分配権を有する場合、IPOにおける株式と類似するにも関わらず、IPOには金融商品取引法が適用され、ICOには金融商品取引法が適用されないという不均衡を是正することになった。

なお、「収益分配を受ける権利等のうち、電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値を有するものであっても、流通性その他の事情を勘案して内閣府で定める場合には電子記録移転権利には該当しないため(金商法2条3項括弧書き)、その場合には金商法2条2項有価証券として規定される」(鬼頭2019、192頁)とする。これは「ブロックチェーン上で発行されるトークンを用いて資金調達を行う場合の電子記録移転権利は、一般的に流通性が高いと考えられることから第1項有価証券として上記の規制の対象とすることとされているが、ブロックチェーンを利用しているとしても多くの投資家に流通する蓋然性が無い場合もあり得るため、今後、流通性その他の事情を勘案して、内閣府令で電子記録移転権利から除外するということが可能な枠組みとなっている」(堀2019、45頁)とされる。上記暗号資産に対する法規制をまとめると以下の通りとなる。

図表7. 暗号資産に対する法律上の区分け

法律上の区分け・名称	根拠条文
決済型暗号資産 暗号資産（資金決済法がカバー。金商法上は金銭とみなす。）	資金決済法2条5項、金商法2条の2
投資型暗号資産 ①電子記録移転権利（流動性が高いもの） ⇒第1項有価証券 ②みなし有価証券（流動性の低いもの） ⇒第2項有価証券	金商法2条1項、3項 金商法2条2項、3項括弧書き

（出典）鬼頭（2019、193頁）を修正し、筆者引用。

4.3 会計的側面を考慮した再分類

有吉（2017）を概観すると、トークン発行者がトークン保有者に何を提供するか、返還義務の有無、払込対価として法定通貨と仮想通貨のどちらを受け取るか、で会計的に取扱いが異なると考えられる。

まず、トークン保有者が享受できる権利として、トークン発行者の収益の分配、財・サービスあるいは権利無しが考えられる。ファンド型・会員権型の場合、配当金や株主優待券と同様の権利をトークン保有者が享受できると考えるならば、株式の発行と類似するものと考えることが可能である。仮想通貨型・法定通貨型・商品券型の場合、トークン保有者が保有するトークンを使用することでトークン発行者の財・サービスを享受することが可能ならば、トークン発行者が受け取った資金を財・サービスの提供時に売上といった収益が認識されると考えられる。期待権型の場合、トークン保有者に将来何かを提供するならば、期待権型以外のトークンと同様に処理することになり、何も提供しないのならば、受け取った資金全額を受贈益等として処理することになると考えられる。

次に、返還義務の有無である。ここでいう返還義務とは、ホワイトペーパーに記載されるICOの目的が達成されなかったことに伴う返還とICOの目的が達成された後、トークン保有者によるトークン返還請求に応じる義務の2つが考えられる。前者の場合には、新株式発行における募集時と

同様、一時的な資金の預りとして処理する必要がある。後者の場合には、ICOにおいて拠出した資金の払い戻しが考えられるが、ICOによって発行されるトークンに対して払い戻しを認める条件が付されていることは少ないと考えられることから⁶⁾、前者の返還義務が想定される。

そして、上記2つが貸方を問題にしていたのに対し、払込対価として法定通貨と仮想通貨のどちらを受け取るかという問題は借方を決めることになる。法定通貨を受け取った場合には、現金預金が増加することになり、仮想通貨を受け取った場合、保有する仮想通貨は資産として処理することになる。

両者の違いは、期末における時価評価の有無である。現金預金は額面金額が時価であることから、取得原価のままであり、仮想通貨の場合には、換算レートが変動することから時価評価が求められる。実務対応報告第38号では、活発な市場の有無で時価評価の有無が分かるところであるが、ICOにおいて活発な市場が存在しない仮想通貨をICO時の払込対価に指定することは想定し難いことから、活発な市場が存在することを前提にすると、時価評価が求められる。

このように考えると、①払込対価、②返還義務の有無、③資金提供者が有する権利、の観点から12通りの会計処理が想定される。すなわち、①払込み対価が法定通貨か仮想通貨か、②ホワイトペーパー記載のプロジェクトが生じなかった場合には返還を行うか否か、③資金提供者が有する権利が収益分配権、財・サービスの受取りあるいは特にないものか、である。当該各組合せに基づいて会計処理を以下考察する。なお、資金提供者が有する権利が収益分配を受ける権利である場合には、発行されるトークンが電子記録移転権利に該当し、当該ICOはSTOと解釈される。

図表8. ICOの組み合わせ

	払込対価	返還義務	資金提供者の権利
1	法定通貨	あり	収益分配権 (STO)
2			財・サービスの受取
3			特になし
4		なし	収益分配権 (STO)
5			財・サービスの受取
6			特になし
7	仮想通貨	あり	収益分配権 (STO)
8			財・サービスの受取
9			特になし
10		なし	収益分配権 (STO)
11			財・サービスの受取
12			特になし

(出典) 筆者作成。

5 トークンの分類と会計処理

5.1 法定通貨を受け取った場合

上記図表で示した1から12の会計処理について考察していく。

1の「法定通貨・あり・収益分配権」の場合、企業は法定通貨を受け取り、将来ホワイトペーパーに書かれているプロジェクトから生じた余剰資金を資金提供者に還元する。また、当該パターンでは、ホワイトペーパーに記載されたプロジェクトが生起しなければ調達した資金の返還義務を負うものである。

まず、ICOによって法定通貨を獲得するため、現金預金等の増加が処理される。一方、ホワイトペーパーに記載されたプロジェクトが生起されなければ当該調達した法定通貨を返還しなければならないため、貸方に何かしらの処理がされることになる。この場合、新株式申込時に処理される新株式申込証拠金や預り金のように処理されると考えられる。

プロジェクトが生起した後は、正式にトークンが使用可能となる。トークンの使用によって企業がトークン保有者に提供する事項は異なる。

本パターンの場合、収益分配権がトークン保有者の権利であるため、収益分配権をどのように処理するかが問題となる。

収益分配権を内包する有価証券としては、株式が存在し、株式の発行に伴って調達した資金は原則として資本金として処理される（会社法445条2項）。本収益分配権を有するトークンの発行に伴って調達した資金の額を資本金として処理することが可能であるかが問われる。会社法上、「株主となる者が当該株式会社に対して払込み又は給付した財産の額」（同法同条1項）が資本金となる。トークン保有者は株主ではないため、当該規定は適用されず、資本金としては処理できないと考えられる。

しかし近年、スタートアップ企業においては、株式を発行するのではなく、ICOによってトークンを発行し、資金を調達する事例が存在する。「資金がほしい企業は、ブロックチェーン上でトークンを発行や暗号証券を発行する。株式や社債にあたる…。オーガーの場合はREPという配当付きトークンを発行…している。オーバーストック社は…ブロックチェーン上で株式を発行し、米国証券取引委員会も同社のブロックチェーン株式発行を承認している」（ドン等2016、103頁）として、ブロックチェーン上で株式と類似するものを発行している。この場合、性質としては株式と同様であるため、いわゆる資本取引と損益取引の区分の問題が生じる。

例えば、企業設立の際の株式発行をICOによって行った場合、ICOによる資金調達を通常の株式発行と同様と考えるならば、ICOによって調達された資金の額は出資金として考えられ、資本金と類似した処理がなされる。一方、企業設立後、資金調達的手段としてICOによってトークンを発行した場合、これを資金の贈与と考えると、資金調達額を利益として処理することになる。

従来、資本取引とは、企業会計は株式会社を前提としていることから、その所有者である株主との取引を資本取引として捉えている。そのため、ICOは株主との取引には当たらず、資本取引とはならない。この考えから

すると、ICOによって調達された金額は損益取引として処理される。

しかし、ICOを行っている企業の財政基盤がICOによって調達された資金をもとに成り立っており、当該資金をもとに創出した収益を出資者に分配する場合には、株式の発行と同様の処理を行う必要があると考える。つまり、株式会社の形態を前提に企業会計は成立していることから、株主との取引か否かで資本取引と損益取引を区分していたが、その取引の実質を考慮すると、ICOの取引を資本取引として把握する余地があると考えられる。

例えば、当該企業の事業がブロックチェーン上で行われているとし、当該ブロックチェーンにおける合意形成がPOS (Proof of Stake)⁷⁾やPOI (Proof of Importance)⁸⁾で行われている場合、トークンの保有高が多い者や重要度が高い者がマイニングしやすくなるため、ある種株主総会における資本多数決と類似することになる。トークンの特質としてブロックチェーンのプロトコル変更に対する投票権としての役割を有するものも存在する(小笠原等2018、298頁)。トークンの保有高がその事業を成り立たせる条件であり、当該トークンの保有者にその事業により生じた収益を配分する必要がある場合には、より資本取引と近似するものになると考えられる。

ICOによる資金調達額をその他の包括利益として処理することも想定される。企業会計基準委員会公表の「討議資料財務会計の概念フレームワーク」において、「包括利益とは、特定期間における純資産の変動額のうち、報告主体の所有者である株主、子会社の少数株主、及び将来それらになり得るオプションの所有者との直接的な取引によらない部分をいう」(第3章、par.7)とされる。その他の包括利益の例として、その他有価証券評価差額金や退職給付に係る調整累計額などが存在するが、これらの項目は前提として以前から存在する資産・負債に対する評価から生じるため、ICOによって新たに取得した資金に適用されるかが問題となる。

その他、上記STOの説明で示したが、特定のICOは金融商品取引法上の第1項有価証券として規制される。第1項有価証券の例示として、投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託の受益証券が存在する(2条1項10号)。当該投資信託受益証券は、投資信託を行う投資家から集められた資金の対価として発行される証券である。投資信託財産の計算に関する規則では、当該受益証券の発行に受け取った資金の額は、財務諸表上、純資産の部に元本として表示される(20条)。金融商品取引法上の第1項有価証券の類似性から、投資信託の事例を援用するならば、ICOによって調達された資金を元本として純資産の部に表示することも考えられる。

企業に資金の流入をもたらすICOは、その取引の性質から、財政基盤を支える取引であると考えたと企業業績として把握することは適切ではないと考える。しかし、株主との取引ではないことから、現状資本取引として処理することや株主資本の部に表示することはできない。そのため、企業業績たる純利益ではなく、直接純資産の増加させる元本として認識することが現状において適切と考える。

なお、発行されたトークンに対して投票権や事業の根幹を成立させる合意形成に重要な役割を担わない場合には、単なる収益分配権として処理することとなる。この場合、単に永久債の発行をICOによって行っている場合も想定されることから、それとの整合性を考えるならば、単なる収益分配権を金融負債として処理することも考えられる。その場合、金融負債は企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従い、債務額をもって貸借対照表価額と処理される(par.26)。しかし、この場合も、従来の負債と資本の区分の問題が生じ、やはりICO実施時に調達した資金をどのように会計処理するのが問題となる。プロジェクト生起後の返還義務がないとの前提を置くと、上記投資信託の受益証券と同様に元本として処理することの方が適切な処理であると考えられる。

2の「法定通貨・あり・財・サービスの受取」の場合、企業は法定通貨を受け取り、将来ホワイトペーパーに書かれているプロジェクトによって生じた財・サービスを資金提供者に還元する。この場合、資金提供者が有する権利が、将来の財・サービスを受け取る権利であるため、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（以下、第29号）との関係が問題となる。第29号では、「『顧客』とは、対価と交換に企業の通常の営業活動により生じたアウトプットである財又はサービスを得るために当該企業と契約した当事者をいう」（par.6）とされる。企業の通常の営業活動により生じた財・サービスを得るために契約した当事者を顧客と呼ぶため、本パターンにおいて、トークン保有者を顧客とみなすことが可能となる。また、基準29号上、「財又はサービスを顧客に移転する前に顧客から対価を受け取る場合、顧客から対価を受け取った時…、顧客から受け取る対価について契約負債を貸借対照表に計上する」（par.78）とされ、本パターンは受け取った資金を契約負債として認識することが考えられる。

3の「法定通貨・あり・特になし」の場合、企業は法定通貨を受け取り、ホワイトペーパーに記載されたプロジェクトが生起されなければICOによって調達した資金を返還し、プロジェクトが生起した場合には受け取った資金全額が企業にとって自由に活用可能な資金となるため、収益として認識することになる。

4から6は、プロジェクトの生起にかかわらず、上記1から3のプロジェクト生起後の処理を行うことになる。

5.2 仮想通貨を受け取った場合

7から12のパターンは、上記1から6までの取引で受け取った法定通貨が仮想通貨に変化した場合である。この場合、資金提供者に対する権利は変わらないことから、負債や純資産として処理される要素は変化しない。しかし、受け取った資産が仮想通貨であることから、受け取った資産の評

価額、それと付随して貸方の期末評価額が問題となる。

通常、ICOの対価とされる仮想通貨は、ビットコインで発行されるBTCやイーサリアムで発行されるETHである。この場合、実務対応報告第38号では、「保有する仮想通貨…について、活発な市場が存在する場合、市場価格に基づく価額をもって当該仮想通貨の貸借対照表価額とし、帳簿価額との差額は当期の損益として処理する」(par.5)とし、その取得時の処理は明確となっていない。この場合、秋葉(2018)では、「法定通貨以外で調達される資金および発行されるトークンを…外貨換算に準じて取扱うことが考えられる。…発行されるトークンが一時の収益とされる場合は、発生時の為替相場により、また、契約負債(前受金)の場合は、金銭授受時の為替相場により計上し、契約負債が充当される部分以外の収益は、取引発生時の為替相場により計上することになる」(92-93頁)とする。ICOによって仮想通貨を取得した場合、取得時の為替相場での換算価額を仮想通貨の金額として処理し、貸方には同額を計上することになる。

ICO実施時、プロジェクト生起前の返還義務を負う場合には、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従い、債務額をもって貸借対照表価額として処理するとされる(par.26)。この場合、法定通貨で調達した場合には、返還義務の金額は調達した法定通貨の金額と同額となる。しかし、例えば、返還すべき金額がICO実施時における仮想通貨の法定通貨換算額であるであるならば、負債認識時点の価額のまま表示されることになる。一方、返金すべきものがICO実施時に受け取った仮想通貨であるならば、保有する仮想通貨と同額が每期計上されることになる。メタップス(2017)では「本ICOにおいて調達された仮想通貨はICO参加者の希望に応じて返還される条項が付与されておりました」(1頁)として、この場合には返還義務をその時点の仮想通貨の時価で評価する必要があると考えられる。返還義務の期末評価額は、その契約によって異なり、調達した資金額からの影響を受けることが考えられる。上記事項をまとめ

たものが以下の図表である。

図表9. ICOの組み合わせと会計処理

・返還義務消滅前（プロジェクト生起前）		
払込対価		会計処理
法定通貨		(借) 法定通貨 (貸) 預り金
仮想通貨		(借) 仮想通貨 (貸) 預り金
・返還義務消滅後（プロジェクト生起後）		
	資金提供者の権利	会計処理
	収益分配権 (STO)	(借) 預り金 (貸) 元本
	財・サービスの受取	(借) 預り金 (貸) 契約負債
	特になし	(借) 預り金 (貸) 収益
・返還義務が存在しない場合		
払込対価	資金提供者の権利	会計処理
法定通貨	収益分配権 (STO)	(借) 法定通貨 (貸) 元本
	財・サービスの受取	(借) 法定通貨 (貸) 契約負債
	特になし	(借) 法定通貨 (貸) 収益
仮想通貨	収益分配権 (STO)	(借) 仮想通貨 (貸) 元本
	財・サービスの受取	(借) 仮想通貨 (貸) 契約負債
	特になし	(借) 仮想通貨 (貸) 収益

(出典) 筆者作成。

6 おわりに

調達した資金の見返りに暗号化技術によって生成したトークンを資金提供者に発行する資金調達取引をICOという。ICOに関する会計処理は不明な点が多い。そのため、ICOに関する取引を整理し、その性質に応じて会計処理を検討した。

ICOの取引においては、まずICO実施企業が取得する資金が法定通貨か仮想通貨かで分かれる。この場合、法定通貨を取得した場合には、取得時点の金額を処理すればよい。一方、仮想通貨を取得した場合、取得時点の通貨換算額を把握する必要がある。

次に、ICOによって調達された資金に対する返還義務を有しているかが問題となる。返還義務にはホワイトペーパーに記載されたプロジェクト

が生起しなかった場合の返還義務とプロジェクト生起後のトークンの返還義務が考えられるが、実際のホワイトペーパーからは前者のみが想定され、この場合、預り金等の一時保有として認識される。

そして、ホワイトペーパーに記載されたプロジェクトが生起後、返還義務が消滅し、トークン保有者の権利を反映するように処理が行われる。トークン保有者にICOによって達成されたプロジェクトから生じた収益に対する分配権を有しているならば金融商品取引法上の有価証券との類似性を考慮し元本、財・サービスを獲得する権利を有しているならば契約負債、何も権利がないならばすべて収益として処理することを提示した。

しかし、上記整理の結果、今後の課題として、ICOによって提供された資金の対価にトークンを発行した場合、当該トークン保有者に収益分配権を付されており、当該トークンが事業の成立に重要な役割を有する場合には、当該トークンの発行が資本取引となるのか、損益取引となるのかをさらに検討する必要がある。

金融商品取引法では、STOは有価証券として規制を行うこととなったが、会社法では法改正が行われずに、従来通り株式発行の対価のみを資本金として定め、株主との取引を資本取引と解釈される。例えば、企業の設立時に経営者が自ら資金を拠出し、その後の追加の資金調達をICOで行う場合、当該ICOで発行されるトークンに収益分配権と当該企業の事業運営の基礎を支える要素が備わっている場合には、トークン保有者も株主に類似する存在として識別することも考えられる。

その他、ICOコンサルティング事業を展開していたAnyPay株式会社では、STO実施のためのシステム開発を行っていた（AnyPay2018）。AnyPay社のブログである田中等（2018）において、STOプロジェクトとして、株式に類似するトークンを発行する株式型と資産運用や事業の収益に紐づいたトークンを発行する収益型を示している。株式型の説明の中では「配当分配などの投資家管理がブロックチェーン上のできるため管理コ

ストが低減できる他、議決権は切り離して手元に残したまま、収益受益権のみを売り出すことが可能である等柔軟な権利の設計ができる点も発行体にとってメリット」(田中等2018)として、発行したトークンを財務構成要素に分解して売却可能なことを示している。企業会計は株式会社を前提とした会計であるが、ICOが一般的となった場合、ICOによって発行されるトークンが株式よりも柔軟に権利を付与されることが想定される。なお、AnyPay株式会社は、2019年9月に株式会社アシストに名称を変更し、2020年6月に清算をしているため(国税庁)、上記文献を現在見ることはできない。しかし、上記のような事業が他社で立ち上げられても不思議ではない。

今後、より柔軟な制度設計とそれに対応する会計的思考を検討すべきと思われる。ICOに関して述べるならば、株式とは何か、現代における資本取引とはどのようなことを指すのか、ということに帰結すると思われる。

更なる論点として自己発行仮想通貨に関する会計処理がある。メタップス社は「自社発行仮想通貨の会計処理に関するお知らせ」を公表し、子会社のICOによって獲得した仮想通貨の会計処理を変更した。そこでは、「自社及び自社の関係会社が発行した仮想通貨については、その他の仮想通貨とは異なり、交換所での売買だけでなく、外部交換所へ上場させる際の手数料として支払い手段のように利用することもあり、交換所で保有しているのでトレーディング目的、と単純に結びつけることもできないことから、PLCの保有目的はトレーディング目的ではないと判断し、会計方針に従って無形資産として認識する」(メタップス2018d、1頁)こととなったとし、自社等で発行した仮想通貨を取得した場合における会計処理も今後の課題と考えられる。自己株式の場合には、資本控除説と資産説が存在するが、当該自己発行仮想通貨を取得した場合、そもそもICOの取引を明確化しなければ当該処理を検討することはできないため、ICOの更なる分析が必要となる。

その他、2018年8月、株式会社セレスは株式会社GINKANと資本業務提供を締結し、第三者割当増資を引き受けた。この時、割り当てられた株式にはトークン転換権が付与されている。株式会社GINKANの香港法人ではICOにて資金調達を行い、当該トークンはレストランの食品券と交換や食事代の決済に利用可能にすることを予定している。この度株式会社セレスが取得した株式には上記トークンへの転換権を有しており、株式会社セレスはトークンへの転換を行うことで投資への回収を図り、一方のGINKANは資金を受け取ることになる。当該取引は、従来には存在しない取引であり、複合金融商品として考えられる。当該新たな取引をどのように取引を行うかが更なる課題となる。

注

- 1) トークンの売り出しに関しては、トークンセール、プレセール、クラウドセール等の呼称がある（坂元2018、38頁；三崎2018、12頁）。
- 2) NPLC保有者の権利の内容は、2019年12月31日までの期間において、Metaps Plus Inc.が関与するICO案件のpre-saleの情報へ30日間限定でアクセスできることのみであり、PLCからNPLCへ交換された金額と情報を提供するにつれて収益認識するとしている（メタップス2019b、24頁）。
- 3) ここでスタートアップ企業に限定しているのは、IASBでは、新規事業の開始前に行うトークンの発行をICOとし、既に製品開発を行っている企業が行うトークンの発行をトークン生成イベント（Token Generating Events：TGE）と分けているからである（IASB2018b、par.9）。しかし、IASBはICOとTGEは類似しており、会計処理も類似すると考えている（IASB2018b、par.10）。
- 4) 上記収益分配を受ける権利を有する者が出資した暗号資産等を金銭とみなすことは、「いわゆる集団投資スキーム持分権を取得するためになされた出資あるいは拠出が、資金決済法2条5項のいう決済型の暗号資産でなされた場合、かかる暗号資産を金銭とみなしたうえで金商法を適用する規定」（鬼頭2019、185頁）とされる。当該集団投資スキーム持分権とは、「組合契約、匿名組合契約、投資事業有限責任組合契約または有限責任事業組合契約に基づく権利、社団法人の社員権その他の権利…のうち、当該権利を有する者が当該出資または拠出をした金銭を充てて行う事業から生ずる収益の配当また

は当該出資対象事業に係る財産の分配を受けることができる権利」(鬼頭2019、185頁)を指す。

- 5) その他、暗号資産を用いたデリバティブ取引等への規制、金融商品取扱業者への規制等の改正がある。
- 6) 小笠原等(2018、296-323頁)では、9件のICO時のホワイトペーパーが紹介されており、そのどれにも資金の払い戻しを認めるものは存在しない。
- 7) ブロックチェーンにおける合意形成の一種であり、仮想通貨の保有高が多いの方がマイニングの確率が高くなる仕組みである。
- 8) ブロックチェーンにおける合意形成の一種であり、ネットワーク上における取引量や仮想通貨の保有高等によってマイニングの確率が高くなる仕組みである。

参考文献

- 秋葉賢一(2017)「仮想通貨と収益認識(1)－ICOの会計処理－」『週刊経営財務』No.3338、30-33頁。
- 秋葉賢一(2018)「ICOをめぐる会計問題」『企業会計』Vol.70 No.2、89-95頁。
- 有吉尚哉(2017)「Initial Coin Offering(ICO)に対する金融規制の適用関係に関する一考察」『NBL』No.1111、4-13頁。
- 伊藤将史(2019a)「STOとは? 2019.5」『月刊仮想通貨』第2巻第8号、42-43頁。
- 伊藤将史(2019b)「STOとは? 2019.6」『月刊仮想通貨』第2巻第9号、38-39頁。
- 小笠原匡隆編著(2018)『ブロックチェーンビジネスとICOのフィジビリティスタディ』、商事法務。
- 株式会社セレス(2018)「AI活用のグルメSNS『シンクロライフ』運営のGINKANと資本業務提供」<https://ceres-inc.jp/news/detail/20180810/>(accessed September 28th 2020)。
- 企業会計基準委員会(1999)企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」。
- 企業会計基準委員会(2006)「討議資料 財務会計の概念フレームワーク」。
- 企業会計基準委員会(2018a)実務対応報告第38号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」。
- 企業会計基準委員会(2018b)企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」。
- 企業会計基準委員会(2019)「2019年4月 会計基準アドバイザー・フォーラム(ASAF) 議事概要」<https://www.asb.or.jp/jp/wp-content/uploads/>

- 20190401.pdf (accessed September 28th 2020)。
- 鬼頭俊泰 (2019) 「暗号資産の利用と金商法との接点」松嶋隆弘・渡邊涼介編著『改正資金決済法対応 仮想通貨はこう変わる!! 暗号資産の法律・税務・会計』、ぎょうせい、181-193頁。
- 金融庁 (2017) 「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」
<https://www.fsa.go.jp/news/28/ginkou/20170324-1/01.pdf>
(accessed September 28th 2020)。
- 金融庁 (2019) 「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律要綱」<https://www.fsa.go.jp/common/diet/198/02/youkou.pdf> (accessed September 28th 2020)。
- 国税庁「社会保障・税番号制度 法人番号公表サイト 株式会社アシスト」
<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/henkorireki-johoto.html?selHouzinNo=2011001111626> (accessed September 28th 2020)。
- 坂元康宏 (2018) 『正しい知識で、賢く稼ぐ。仮想通貨「ICO投資」入門』、幻冬舎メディアコンサルティング。
- 谷田修一 (2019) 「仮想通貨・暗号資産に関する会計」松嶋隆弘・渡邊涼介編著『改正資金決済法対応 仮想通貨はこう変わる!! 暗号資産の法律・税務・会計』、ぎょうせい、245-299頁。
- 田本英輔・陣野真希 (2018) 「【ICOトレンドレポート第3弾】注目度を高めているSTOの特徴をAnyPay ICOコンサルチームが解説!」
https://www.wantedly.com/companies/anypay/post_articles/135556
(accessed January 30th 2020)。
- ドン・タプスコット、アレックス・タプスコット著、高橋璃子訳 (2016) 『ブロックチェーン・レボリューション』、ダイヤモンド社。
- 延平昌弥・山田誠一郎・高橋健悟・藤原琢也・田村光裕・山中朋文 (2018) 『事例で学ぶ ビットコインの会計・税務Q&A50選』、清文社。
- 延平昌弥・山田誠一郎・高橋健悟・藤原琢也・田村光裕・山中朋文 (2019) 『事例で学ぶ 暗号資産(仮想通貨)の会計・税務Q&A60選』、清文社。
- 堀天子 (2019) 『実務解説 資金決済法 [第4版]』、商事法務。
- 三崎優太 (2018) 『仮想通貨「ICO投資」ってやつで10万円を2億円にしてみました』、ぱる出版。
- メタップス (2017) 「当社海外子会社によるICO及び仮想通貨取引所の設立に関するお知らせ」<http://ssl.eir-parts.net/doc/6172/tdnet/1532368/00.pdf>
(accessed September 28th 2020)。
- メタップス (2018a) 「(開示事項の経過) 当社連結子会社のICOに伴う会計処理について」<http://ssl.eir-parts.net/doc/6172/tdnet/1544909/00.pdf>
(accessed September 28th 2020)。
- メタップス (2018b) 「(変更) (開示事項の経過) 当社連結子会社のICOに伴

- う会計処理について」<http://ssl.eir-parts.net/doc/6172/tdnet/1558163/00.pdf> (accessed September 28th 2020)。
- メタップス (2018c) 「2017年度第1四半期報告書」http://ssl.eir-parts.net/doc/6172/yuho_pdf/S100CE4X/00.pdf (accessed September 28th 2020)。
- メタップス (2018d) 「自社発行仮想通貨の会計処理に関するお知らせ」
<https://ssl4.eir-parts.net/doc/6172/tdnet/1610962/00.pdf>
(accessed September 28th 2020)。
- メタップス (2018e) 「(開示事項の経過) 当社海外子会社によるICO及び仮想通貨取引所の設立に関するお知らせ」<https://ssl4.eir-parts.net/doc/6172/tdnet/1638888/00.pdf> (accessed September 28th 2020)。
- メタップス (2019a) 「(開示事項の経過) 連結子会社のICOに伴う会計処理について」<https://ssl4.eir-parts.net/doc/6172/tdnet/1663159/00.pdf>
(accessed September 28th 2020)。
- メタップス (2019b) 「2018年度第4四半期報告書」https://ssl4.eir-parts.net/doc/6172/yuho_pdf/S100H4CR/00.pdf (accessed September 28th 2020)。
- ANC (2019) Accounting treatment of ICO (Initial Coin Offerings) and tokens in France, <https://cdn.ifrs.org/-/media/feature/meetings/2019/april/asaf/ap1-accounting-treatment-of-icos-and-tokens-in-france.pdf>
(accessed September 28th 2020)。
- AnyPay (2018) 「AnyPayグループが、収益分配型トークン発行システムを2018年内にリリース予定。」https://corp.anypay.jp/2018/08/10/token_system/ (accessed January 30th 2020)。
- IASB (2018a) STAFF PAPER Interpretations Committee feedback, <https://www.ifrs.org/-/media/feature/meetings/2018/september/ifric/ap04.pdf>
(accessed September 28th 2020)。
- IASB (2018b) STAFF PAPER Initial Coin Offerings, <https://www.ifrs.org/-/media/feature/meetings/2018/september/ifric/ap04c.pdf>
(accessed September 28th 2020)。